

# 城北防災だより

2018/06/08

創刊号

城北地区防災対策協議会  
事務局：城北地区公民館

## 指定避難場所の整備を進めています！！

携帯電話が一齐に鳴った。緊急地震速報だ！

突然下から突き上げるような揺れに襲われ、その場に倒れ込んだ。床を這ってダイニングのテーブルの下にたどり着いたものの……。テーブルの上の物が転がり落ち、突然大きな音がして振り向くと、キッチンの食器棚が倒れ、家はメキメキときしむような音を出している。10分ほどして、揺れはおさまった。防災無線のアナウンスとともに、サイレンの音が耳に飛びこんできた。



### さて、みなさんは どうなさいますか？

自分、家族の命を守る行動がとれますか？

現在、城北地区防災対策協議会では、城北地区住民10,000人の**防災支援拠点**ともなる、「城北小学校」・「城北地区公民館」の避難所機能を高める取り組みを進めています。同時に、要支援者等の「避難誘導」に、直接関わる民生児童委員協議会・となり組福祉員連絡協議会等との連携を密に図りたいとも考えています。5月31日には、防災に直接関わる諸団体の代表者を交えて、「避難所開設訓練」第1回 企画委員会を開催しました。\* **8月26日(日) 訓練実施予定**

今後、町内の自主防災会（役員）のみなさんと、災害発生時の実務内容についての確認を重ねていくことにしています。「災害に強い城北」をスローガンに、一丸となって取り組んでいきます。

追伸：城北地区防災に関わる動きは、「城北防災だより」・

「城北地区公民館ホームページ」を通してお知らせします。



## ■「避難行動要支援者支援制度」について

鳥取市より、各町内会長の手元に「避難行動要支援者リスト」が届きました。1年ごとに更新しています。この制度は、災害時に、一人暮らしの高齢者や、障がいのある方などで**自力で避難することが難しい方**を、地域の町内会・自主防災会などのみなさんが、支援することを目的にした制度です。

要支援者に該当される方は、具体的に、

- ◆ 自力で避難所へのスムーズな移動が困難な方
- ◆ 避難の必要性が理解・判断できない方
- ◆ 災害情報等の収受が困難な方
- ◆ 精神的に不安定になりやすい方
- ◆ 難病等により長期の療養が必要な方 などが該当します。



また、「支援者」に登録された方は、災害時または災害のおそれのある場合には、**要支援者に災害情報を伝えたり、安否の確認をしたり、一緒に避難するなど避難の支援**を行っていただく方のことです。詳細についてお知りになりたい方は、「町内会長」もしくは「民生児童委員」（町内担当）までお尋ねください。

お申し出がない場合は、昨年度までに登録いただいた方が、自動更新となります。